

○災害時における電気設備等の応急対策業務の協力に関する協定

大洲市（以下「甲」という。）並びに愛媛県電気工事工業組合大洲支部大洲電気工事協同組合（以下「乙」という。）及び愛媛県電気工事工業組合（以下「丙」という。）は、災害時において甲が行う電気設備等の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙及び丙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙及び丙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合において、その他応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙及び丙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の要請があった場合は、可能な限り、乙は、その要請に協力し、乙だけでの対応が困難な場合には、丙が乙を支援するものとする。

3 甲は、本協定による要請を行うときは、「災害協力支援要請書」（様式第1号）をもって乙に行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

4 乙は、甲から前項の要請があったときは、直ちに丙に連絡し、乙及び丙が協力してこれにあたるものとする。

（協力の内容）

第3条 乙及び丙は、前条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

(1) 避難場所に対する乙及び丙が所有する電気関係資材等の提供に関すること。

(2) 避難場所の電気設備の応急点検に関すること。

(3) その他甲が必要と認める、乙及び丙の可能な応急対策業務に関すること。

（費用負担）

第4条 前条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、甲、乙及び丙が協議のうえ決定し、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は、甲乙丙協議の上、費用負担について決定するものとする。

（災害補償）

第5条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」を適用するものとし、同法の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第14号）」を適用するものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合。

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合。

(3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合。

（協議及び情報の交換）

第6条 本協定に定めのない事項、又は本協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙協議して決定するとともに、必要に応じて情報の交換をすることができる。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙丙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

2 前項の終了の申出は、有効期間満了日の1月前までに他の2者に申し出るものとする。

（旧協定書の失効）

第8条 甲乙丙間において平成25年12月25日に締結された「災害時における電気設備等の応急対策業務の協力に関する協定書」については、本協定書の締結に伴い、令和3年1月4日を以って失効する。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙の3者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年1月5日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 愛媛県大洲市若宮1905番地1
愛媛県電気工事工業組合大洲支部
大洲電気工事協同組合
理事長

丙 愛媛県松山市三番町四丁目7番地7
愛媛県電気工事工業組合
理事長

様式第1号

災 害 協 力 支 援 要 請 書

第 号
年 月 日

愛媛県電気工事工業組合大洲支部
大洲電気工事協同組合 様

大洲市長

災害時における電気設備等の応急対策業務の協力要請について

災害時における電気設備等の応急対策業務の協力に関する協定書第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請内容

2 要請場所

要請予定期間	要請資機材	数 量	要請人員
年 月 日 から 年 月 日 まで			

3 その他の必要事項

※（注）要請数量は、指定場所あたりの数量とする。